

約款 新旧対照表

『さくらの専用サーバサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 第3条	第3条 (利用開始) 1. 利用者が、申込み時に時間課金対応サービス(第4条第1項に定めます。) につき時間課金(同条同項に定めます。) を選択した場合(以下、「時間課金選択」といいます。)、当該サービスの提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、利用契約が有効に締結されたことを条件に当社が利用者に対して通知した利用開始日から開始されます。	(削除)	時間課金サービスの終了に伴う条文的削除を行います。
第4条	第4条 (利用料金) 1. 利用者は、当社がサービスサイトで指定するサービス(以下、「時間課金対応サービス」といいます。) に限り、利用時間に応じて利用料金を支払う支払形式(以下、「時間課金」といいます。) を選択することができます。なお、時間課金の詳細は、サービスサイトで定めるものとします。 2. 利用者は、時間課金対応サービスの申込み時に選択した支払形式につき、月額前払又は選択期間分利用料前払と、時間課金とを、相互に変更することはできないものとします。	(削除)	時間課金サービスの終了に伴う条文的削除を行います。
		(以下、条番号が繰り上がります)	
第5条	第5条 (料金の支払) 1. (略) 2. 時間課金選択をした場合の当該サービス利用料金の支払方法については、クレジットカード払いのみとなります。 3. 本基本サービスの利用者は、本基本サービスの初期費用の支払回数として、一括払い又は分割払いを選択することができます。分割払いを選択した場合の選択可能な分割回数については、サービスサイト上に記載するものとします。 4. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、時間課金選択をした利用者は、毎月1日から末日までの当該サービスの利用に関する料金(以下、「当月の料金」といいます。) を、その翌月の14日までに支払うものとします。	第3条 (料金の支払) 1. (略) 2. 本基本サービスの利用者は、本基本サービスの初期費用の支払回数として、一括払い又は分割払いを選択することができます。分割払いを選択した場合の選択可能な分割回数については、サービスサイト上に記載するものとします。	時間課金サービスの終了に伴う条文的削除を行います。
第6条	第6条 (最低利用期間) 1. (略) 2. 時間課金選択をした場合、当該サービスの最低利用期間はないものとします。 3. 本基本サービスの初期費用は、本基本サービスの利用料金の一部を構成します。したがって、最低利用期間内に当社が利用契約を解除した場合、基本約款における最低利用期間の利用契約の解除の規定に従い、支払済みの初期費用は返金されないものとします。	第4条 (最低利用期間) 1. (略) 2. 本基本サービスの初期費用は、本基本サービスの利用料金の一部を構成します。したがって、最低利用期間内に当社が利用契約を解除した場合、基本約款における最低利用期間の利用契約の解除の規定に従い、支払済みの初期費用は返金されないものとします。	時間課金サービスの終了に伴う条文的削除を行います。
第7条	第7条 (利用契約の解約) 1. 基本約款における解約日の規定にかかわらず、時間課金選択をした場合の当該サービスに関する利用契約は、利用者が当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって解約することができます。ただし、本約款に特に定める場合を除き当該利用契約に付したオプションサービスについては、利用者は、利用契約の解約時期にかかわらず、当該解約月の料金の全額を支払うものとします。	(削除)	時間課金サービスの終了に伴う条文的削除を行います。
		(以下、条番号が繰り上がります)	
第10条	第10条 (時間課金選択時利用不可のオプションサービス) 1. 本基本サービスにつき時間課金選択をした場合に利用できないオプションサービスについては、サービスサイトに定めるものとします。	(削除)	時間課金サービスの終了に伴う条文的削除を行います。
		(以下、条番号が繰り上がります)	
第2章 第4節 第16条	第16条 (申込み) 1. 本オプションサービスは、第10節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。ただし、利用者が当社指定サービスを利用している場合はこの限りではありません。	第12条 (申込み) 1. 本オプションサービスは、第9節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。ただし、利用者が当社指定サービスを利用している場合はこの限りではありません。	障害復旧サービスの終了の終了に伴い条文的削除したことにより、節番号が繰り上がります。
第6節 第20条	第6節 障害復旧(以下、本節において「本オプションサービス」といいます。) 第20条 (作業) 1. 本オプションサービスにおける当社の義務は、当社所定の運用手順書に従って作業を行うことに限られるものとし、当社が当該障害を解消する等の義務を負うものではありません。 2. 前項に規定する運用手順書に従った作業によって対象利用者サーバ設備が復旧しない場合、当社は、利用者に対して状況の報告を電子メールによって行うものとします。	(削除)	障害復旧サービスの終了に伴う条文的削除を行います。
		(以下、節番号及び条番号が繰り上がります)	
第11節 第27条	第11節 ロードバランサーサービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます。) 第27条 (申込み) 1. 本オプションサービスは、第10節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。ただし、利用者が当社指定サービスを利用している場合はこの限りではありません。	第10節 ロードバランサーサービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます。) 第22条 (申込み) 1. 本オプションサービスは、第9節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。ただし、利用者が当社指定サービスを利用している場合はこの限りではありません。	障害復旧サービスの終了の終了に伴い条文的削除したことにより、節番号が繰り上がります。
第13節 第31条	第31条 (料金の支払) 1. (略) 2. 利用者は、本オプションサービスの料金の支払方法を、当社が規定するものの中から、改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウドサービス」及び時間課金を選択した本基本サービスを除きます。) のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。	第26条 (料金の支払) 1. (略) 2. 利用者は、本オプションサービスの料金の支払方法を、当社が規定するものの中から、改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウドサービス」を除きます。) のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。	時間課金サービスの終了に伴う条文的修正を行います。
附則 第1条	第1条 (適用開始) この約款は、2020年7月28日から適用された専用サーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年12月1日より適用されます。	第1条 (適用開始) この約款は、2020年12月1日から適用されたさくらの専用サーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2023年9月19日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。 ・前回の改定で約款名称が変更になったことに伴う修正を行います。